

第3期 宍粟市子ども・子育て支援事業計画の改定について

1 改定箇所

- (1) 基本施策：就学前教育・保育の充実  
個別施策：①幼稚園・保育所・こども園・地域型保育（計画書 P57、P58）
- (2) 基本施策：多様な保育サービスの充実  
個別施策：⑤乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（計画書 P61）
- (3) 用語説明の記載内容（計画書 P78、P79）

2 改定理由

上記の施策は現計画に記載されているが、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改定により、基本的記載事項（必須記載事項）が追加されたため、本市計画においても基本的記載事項に準じ改定する。

3 改定内容

- (1) ①幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育：保育ニーズ（P57、P58）  
基本的記載事項として「満3歳以上限定小規模保育事業」（令和8年4月新規事業）が追加されたため、資料⑤-2のとおり改定する。  
小規模保育事業（＝地域型保育事業（7年度は満3歳未満児のみ対象））の現状としては、現状実施事業所は無く、8年度以降も事業実施の見込はない。そのため第3期計画において、保育ニーズ（3号認定）欄（P58）において、「地域型保育事業」の記載のみで、確保の内容を「0」と記載している。今般追加する満3歳以上児限定小規模保育事業においても、同様に事業実施見込みがないため、同様の記載方法とする。
- (2) ⑤乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）  
基本的記載事項の準じ、資料⑤-2のとおり改定する。  
（ア）量の見込み・（イ）提供体制の確保の内容及びその実施時期・（ウ）乳児等のための支援給付に係る教育保育等を一体的に提供する体制に関する事項が追加されたが、（ア）及び（イ）は第3期計画策定時にすでに規定済みのため、（ウ）の追加のみが必要となる。
- (3) 用語説明の記載内容  
計画内容に合わせ、資料⑤-2のとおり修正する。